

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一
○道路の供用開始	(同)	二
○都市計画の変更(二件)	(都市計画課)	二
○都市計画変更案の縦覧	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	三
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		五
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		六

## 告 示

○宮城県告示第九百二十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十八年十一月十一日

一 調査を行う者の名称  
白石市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	(新規追加)
変更後	鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域

### 三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市本吉町道外一九三の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九百二十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、寄磯前網加入区及び谷川加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白石丸森線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
白石市大鷹沢三沢字坂端八二番一地从先から	同市大鷹沢三沢字坂端一番一地从先まで	前 A 後 B	六・〇 七・八	三三五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	一七・九 三七・八	一七・九 三七・八	三七三・〇	三七三・〇	敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町歌津字南の沢一五七番地先から	同郡同町歌津字南の沢一五七番地先まで	前 A 後 B	三・四 四・五	九三・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	四・〇	三・四 四・五	九三・九	一〇〇・六	

○宮城県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字南の沢一五七番地先から同郡同町歌津字南の沢一五七番地先まで	平成二十八年十一月十四日

○宮城県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・二・二号門脇流留線  
三・二・一八号南光湊線  
三・五・二〇号濡仏線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分
  - 石巻市南光町一丁目、南光町二丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、門脇町五丁目の各一部
- 2 廃止する部分
  - 石巻市門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町二丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、南光町一丁目、南光町二丁目の各一部

○宮城県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に  
ついでに関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

石巻市門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、南浜町三

丁目、南浜町四丁目及び雲雀野町一丁目の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第九百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の  
規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同  
法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する  
ことができる。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

宮城県利府町 沢乙字白石石沢、同字唄沢の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び利府町役場（都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十八年十一月二十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百三十一号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の  
縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工  
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市恵み野三丁目一番六、一番七、一番九

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

渋谷商事株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 高解像度ネットワーク監視カメラ貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十九年二月一日から平成三十四年一月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部暴力団対策課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十八年十一月二十二日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限  
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二三三三）  
平成二十八年十一月二十二日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十二月十二日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十

八年十二月二十一日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年十二月二十二日（木）午後九時三十分
  - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室
- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
  - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十五条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

- 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of A High-definition Surveillance IP Camera -1 set
- 2 Duration of Contract : February 1, 2017 to January 31, 2022
- 3 Location : Organized Crime Control Division, Criminal Syndicate Control Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Bid Deadline : December 21, 2016, 5:00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院の項を削り、同表仙石病院の項の次に次のように加える。

富谷市成田一丁目三番一号

医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院

別表第一の二介護老人保健施設リーブズの項を削り、同表介護老人保健施設さつき苑の項の次に次のように加える。

富谷市成田二丁目一番地の三

介護老人保健施設リーブズ

この告示は、平成二十八年十一月十一日から施行する。

○宮選管告示第百四十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県選挙管理委員会

西成田コミュニティセンター、鷹乃杜防災センター及び富谷武道館の項を削り、大崎市田尻木戸農村総合管理施設の項の次に次のように加える。

西成田コミュニティセンター

富谷市西成田郷田一番九四番地

鷹乃杜防災センター

同 市鷹乃杜二丁目二番一号

富谷武道館

同 市一ノ関臈合山六番地八

○宮選管告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十八年十一月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫